

平成30年10月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ふじ自動車 (法人番号: 6011402019745) 代表者 山下啓
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区赤塚5-29 (本社営業所) 東京都板橋区赤塚5-29
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成30年3月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法(以下「運送法」)第94条第1項)、(4)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	イー・ティー・エー株式会社 (法人番号: 4030001086180) 代表者 杉山直樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県深谷市柏合86-1 (深谷営業所) 埼玉県深谷市普濟寺1039-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月21日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)整備管理者選任(解任)の未届出(道路運送車両法第52条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	千葉交通株式会社（法人番号：6040001043022） 代表者 芹澤弘之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県成田市花崎町750-1 （多古営業所） 千葉県香取郡多古町多古字犀淵108-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月16日及び平成30年5月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督等義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

平成30年10月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社圏央観光バス (法人番号: 6030002033592) 代表者 山本一幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県狭山市広瀬3-25-8-102 (宇都宮営業所) 栃木県宇都宮市上金井町552-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年6月18日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)初任・高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 57点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	三英自動車株式会社 (法人番号：1060001008597) 代表者 飯見千代治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市石屋町422 (本社営業所) 栃木県日光市石屋町422-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月11日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)